2015 年 10 月 18 日 唯物論研究協会 第 38 回大会 於 群馬大学

アドルノの「同一性」批判について ----認識・社会批判と「客観の優位」の観点から----

志田圭将(一橋大学大学院言語社会研究科修士課程)

はじめに

本稿の目的は、テオドール・アドルノによる「同一性 Identität」批判を検討することである。その際、「認識批判は社会批判であり、社会批判は認識批判である」¹というテーゼと「客観の優位 Vorrang des Objekts」という主張に着目する。アドルノは「同一性」を批判する思想家として知られる。同一性という言葉は、一つであることを意味するが、このことについては幾つかのかたちで考えることができる。まず、主観が一つのまとまりを保っていること。次に、対象(客観)が一つのまとまりを保っていること。そして、ある対象と別の対象とが同じ性質をもつこと。そして、認識主観と認識対象(客観)とが一致すること――このことを、伝統的な認識論は「真理」であるとした――である。アドルノは、こうした様々な意味を重ね合わせつつ、同一性を批判する。

同一性を批判するにあたって、アドルノがキーワードとするのは「同一化 identifizieren」である。この言葉についてもまた、幾つかのかたちで考えることができる。自身を何かと同一視すること(sich mit \sim identifizieren)、あるものを何かと等置すること(\sim mit \sim identifizieren)、あるものを何かとして同定すること(\sim als \sim identifizieren)である 2 。

アドルノが批判するのは、主観が客観を同一化することによって、主観が客観を支配することである。認識の場面を考えてみよう。主観は、ある対象を「こういう性質のもの」として同定し、一つのまとまりをもつものとして把握する(概念的把握)。主観は、一つの性質をもつものとして把握した対象を、その性質を基準に別の対象と等置することができる。この過程が、主観が対象を分類し、その意のままに扱う過程と化したとき、認識することのそもそもの目的であったはずの「対象が何であるか」ということに無関心な、主観による対象の支配が生じるのである³。

_

^{*} 引用・参照する外国語文献のうち邦訳のあるものは参照し、〔〕内に訳書名と該当頁を示す(ただし、引用には拙訳を用いた)。アドルノの著作については、ズーアカンプ社の『全集』(Theodor W. Adorno, *Gesammelte Schriften*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1970-1986.)と『遺稿集』(Theodor W. Adorno, *Nachgelassene Schriften*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1993-.)を使用し、初出の箇所ではそれぞれ GS、NS の略号を用いて巻数を示す。
¹ Zu Subjekt und Objekt, in: GS., Bd. 10:2, S. 748. 〔伊藤一彦訳「主観と客観について」『東京農工大学人間と社会』(8 巻)1997, 204 頁〕

² 麻生博之「「非同一的なもの」への自由――アドルノにおける「思惟の自己反省」の成り立ちについて――」『人文自然科学論集』(109号)2000,183頁.

³ただし、アドルノは概念的把握 begreifen と同一化による支配を常にただちに結びつけているわけではない。むしろ、同一化による支配が帰結するところの、対象の認識を妨げる抽象的な空間的・時間的な所与の認識と、概念的把握とが対比的に論じられる場合がある(Max Horkheimer und Theodor W. Adorno, *Dialektik der Aufklärung*, in: *GS.*, Bd.3, S. 43 〔徳永恂訳『啓蒙の弁証法』岩波書店, 1990, 61-62 頁〕)。

アドルノは、こうした同一化による支配を、認識の水準で批判すると同時に、 社会の水準でも批判している。本報告では、この両水準での批判がどのように繋 がっているのかを明らかにする。また、同一化による支配をこの両水準で捉えた とき、同一化による支配に対する批判としてアドルノが主張する「客観の優位」 が、どのように理解されうるのか、このことを明らかにするのがもう一つの目的 である。

1章では、先行研究に依拠しつつ、アドルノが認識と社会との両者に「同一化する体系」を見出し、この体系のもとで普遍による特殊の支配が生じている点で両者を批判していることを確認する。この両者は、特殊なものを普遍的なものの一事例として同定し、他のものと等置するという仕方で、同一化の力をはたらかせる。この力は、認識においては対象を概念に包摂することを通じて、また社会においては交換を通じて作用する。

2章では、認識における同一化による支配の一形態と、それに対するアドルノの批判を確認する。ここでキーワードになるのは、「観念論」と「精神」である。対象は概念的把握を通じてのみその規定を持つ、という考えに基づき、観念論は対象を概念的に把握する主観(精神)こそが世界を作り出していると主張する。つまり、観念論においては、主観が客観を自身と同一視する。ここでは、同一化する体系としての主観の実体化――精神――に対するアドルノの批判を確認する。その際、「精神による自然支配」に関する議論を取り上げる。ここで示されるのが、精神に対する自然の優位という意味での客観の優位である。

3章では、交換というかたちで社会において生じている同一化による支配と、それに対するアドルノの批判を確認する。交換は、それが個別主観の相互行為によって成立している点で、個別主観の産物として説明されうる。その場合、個別主観の総体としての社会は、個別主観としての個人と一致するものとして説明されうる。しかし、交換原理のもとでは、個人は社会の一機能としてのあり方を課せられており、個人の主観性は既に失われた状態にある。ここには、精神――個別主観――に対する社会――主観の総体――の優位という意味での客観の優位、そして、主観の総体であるはずのものが当の主観を否定するという事態、つまり主観一般の無力を表す客観の優位がある。

認識における同一化による支配の批判と、社会における同一化による支配の批判とは、あらゆるものを自身が定めた秩序のもとに包摂することによって自己同一的であると称する全体に対する批判として理解することができる。この全体に対する批判を通じて、同一化原理に従う限り精神が無力であらざるをえないことが示されている。

1. 同一化する体系としての認識と社会

本章では、アドルノが認識と社会との両者に「同一化する体系」を見出し、この体系のもとで普遍による特殊の支配が生じている点で両者を批判していることを確認する。

アドルノは、交換に関して、次のように述べている。「交換価値の抽象性は、 あらゆる特殊な社会階層に先立って、特殊なものに対する普遍的なものの支配、 強制的に社会の成員にされた人々に対する社会の支配を伴って作用している」⁴。 社会の成員であることを強制されるということが意味しているのは、「人間が商

-

⁴ Gesellschaft, in: GS., Bd. 8, S. 14.

品交換の代理人や担い手に還元されること」5である。交換とは、それぞれ異なるあり方をしているはずのものから、それぞれがもつ異なる特徴、いわば「質」を捨象し、一つの価値を基準にそれらを扱うこと、つまり強調して言えば諸対象を同じものとして扱うことである。このはたらきは、交換主体としての人間から交換対象としての物に向けられるだけでなく、人間自身にも適用される。それによって、異なるあり方をしているはずのそれぞれの人間の労働は、他の人間の労働と比較可能なもの、つまり同じものになる。

交換原理——この原理は人間の労働を平均的な労働時間という抽象的な普遍概念へと還元する——は、同一化原理と同根である。同一化原理は交換のうちにその社会的モデルを有する。同一化原理がなかったなら、交換もありえなかっただろう。交換を通じて、非同一的な個々の存在や働きは同じ尺度で測ることのできるものに、つまり同一になる。6

対象の質を捨象し、対象を一つのカテゴリーへと還元するのが交換原理であり、同一化原理である。こうした特徴を、アドルノが批判する「同一性思考」は共有する。「同一性思考が語るのは、それが何に属するか、何の範例ないし代表であるかということ、したがって、このもの自身とは別なものである」で、同一性思考とは、対象が何であるか、ということに関心を持たず、それがどのカテゴリーに包摂可能なものか、ということに関心を持つ思考である。

では、同一性思考はどのような場合に生じるのか。それは、「概念的に把握されたものが概念の中で消滅してしまう」⁸場合である。人が対象を概念的に把握する場合、その対象から何がしかの性質を見て取ることによって対象を同定することになる。そして、この性質に基づいて、同定した対象を一つのカテゴリーのもとに包摂することができる。対象が何であるかということに関心を持たず、対象がどのカテゴリーに分類されうるかということにのみ関心を持つ場合、概念的に把握されたものは概念の中に消滅してしまう。

交換と同一性思考との両者は、対象をあるカテゴリーのもとに包摂する点に共通性をもつ。見附陽介が指摘するように、交換と同一性思考との両者は、あらゆるものを自身が定めた秩序のもとに包摂する「同一化する体系」であり、そこには「普遍による特殊の支配」がみられる。同一化する思考、概念によって成立する思考が、特殊としての対象を普遍的なカテゴリーの単なる実例として把握する一方で、交換はあらゆるものを抽象化、数量化し、特殊としての個人を普遍としての社会の一機能に還元する。こうして、見附も指摘するように、認識と社会との両者を成り立たせているのが同一化原理であるという点に、「認識批判は社会批判であり、社会批判は認識批判である」というアドルノのテーゼの意味を見出すことができる9。

これを踏まえて、本報告では、認識と社会において同一化のはたらきを担う「主体」として表現されるものについて検討したい。この「主体」は、あらゆるものを自身が定めた秩序のもとに包摂することによって、自身が全体として一つ

⁵ Gesellschaft, S. 14.

⁶ Negative Dialektik, in: GS., Bd. 6, S. 149. 〔木田元・徳永恂・渡辺祐邦・三島憲一・須田朗・宮武昭訳『否定弁証法』作品社, 1996, 178-179 頁〕

⁷ Negative Dialektik, S. 152. [『否定弁証法』182 頁]

⁸ Negative Dialektik, S. 17. 〔『否定弁証法』10 頁〕

⁹見附陽介「アドルノにおける認識批判と社会批判——同一性批判の社会哲学的展開について ——」『倫理学年報』(58集)2009,217-230頁.

のまとまりをもつもの(自己同一的な全体)であると称する。以下では、認識と 社会の両水準で、この自己同一的な全体に対する批判が行われていることを確認 する。

2. 認識における同一化――観念論における精神の批判

同一性思考に対するアドルノの批判は、観念論、つまり客観よりも主観が優位にあると考える立場に対する批判と結びつけられている。同一性思考とは、概念的に把握されたものと概念とを同一視する思考であった。アドルノによると、観念論とは、対象は主観の認識能力、つまり概念を通じてのみ知られると考える立場である10。「観念論の教えによれば、超越論的主観は、カントが考えたように、資格を欠いた素材から客観の世界を構築するか、あるいはフィヒテ以後そうであるように、そもそも客観の世界を産出するか、どちらかである」11。対象が、概念的に把握されてはじめてその規定を持つならば、対象は概念と一致することになる。ここでも、概念的に把握されたものが概念と同一視されている。アドルノが観念論を同一性思考であるとして批判するのはこのためである12。

上の引用で超越論的主観と述べられていることに示されているように、観念論は、経験的な領域から切り離された主観を想定する¹³。つまり、対象について働きかける主観を実体化する。それがどのような形態をとるにせよ、アドルノが批判するのは、自らが根源的なものであり、世界を創り出しているのだと称する主観である。この主観は、自身が世界を構築ないし産出すると称することによって、世界を自身へと同一化する。

主観と客観の分離は、媒介なしに固定されるやいなや、たちまちイデオロギーになる (…)。そうなると、精神は、絶対的自立者ではないのにその地位を簒奪する。自身が自立しているという主張の内に、支配の精神が顔をのぞかせている。ひとたび客観から徹底的に分離されるやいなや、主観はたちまち客観を自身に還元する。主観は、どれほどまでに自身が客観であるか、ということを忘れて、客観を呑み込んでしまう。14

.

¹⁰ アンドレア・ケルンも指摘するように「アドルノによれば、観念論者であるということが意味しているのは、与えられた存在である諸々の客観を『思考の産物』として、つまり主観の概念的能力の産物として理解するということである」(Andrea Kern, *Negative Dialektik. Begriff und Kategorien I: Wahrnehmung, Anschauung, Empfindung,* in: Herausgegeben von Axel Honneth und Christoph Menke, *Negative Dialektik*, 2006, Berlin: Akademie Verlag GmbH, S.52)。 11 *Zu Subjekt und Objekt*, S. 744. [「主観と客観について」 201 頁〕

¹² ただし、アドルノは観念論について全面的に否定的な評価を下しているわけではない。例えば、アドルノは次のように述べている。「フィヒテは、従来の無反省な意識によって正しいと思われている世界の即自存在なるものが、維持されえない単なる造りものであることを見抜いた。その点で、フィヒテは反イデオロギー的だった」(Negative Dialektik, S.190.

^{[『}否定弁証法』232頁])。このように、目の前の現実を絶対的に変えがたい所与として受け取る素朴な態度を批判するものとして、アドルノは観念論を肯定的に評価する。 13 例えば、カントは、人間が空間と時間という感性の形式を持ち、その形式を通じて外部の印象を処理するのだと考えた。それゆえ、人間は対象それ自体(物自体)を認識することができず、あくまで、感性の形式を通じて自身に対して現象した対象を認識しているのだとした。この説明は、主観の外部に独立した客観(物自体)を想定しつつも、現象するものとしての客観の規定は、人間の能力を通じてはじめて与えられる。ここでは、主観の側に、経験に先立つ能力が想定されている。

¹⁴ Zu Subjekt und Objekt, S. 743. 〔「主観と客観について」200 頁〕

ここでアドルノは、経験的な領域から切り離された(ひいては、客観に先立つ) ものとして主観を実体化すること、この主観が客観を自身に同一化することを批 判している。

このことは、精神(主観)による自然(客観)支配というかたちで説明されよう。「主観というものが形成される以前の主客未分離状態は、盲目の自然連関という恐怖、つまり神話のことであった」¹⁵。盲目の自然連関の中では、人間は自然のルールに従って生きざるを得ない。こうした自然連関から脱して自由になることが精神の目的であると言えよう。「人間が思考によって自然から距離をとるのは、自然を支配することができるように、自然を自分の前に引き据えるためである」¹⁶。自然を対象化することによって、精神は、自身を自然から区別し、自立するようになる。精神は自然を単なる客体とし、この自然を単に自身にとって存在するものとして扱うのである。「存在は、加工と管理という相の下で眺められる。一切は反復と代替の可能なプロセスに、体系の概念的モデルのたんなる事例になる」¹⁷。

だが、アドルノによると、精神を自然から切り離すのは誤りであり、精神はそれ自体が自然の内にあるものである。

精神が自然の内にあるということは、二通りの意味で理解することができる。 第一に、たとえ経験的なもの、物質的なものから切り離され、精神として実体化 されようとも、主観というものはそれ自体、実際には物質的なものを伴っている ということである。アドルノは「身体的契機は、純粋に認知的でないものとして、 認識に還元することはできない。 (…) 認識主観のはたらきは、それ本来の意味 からして身体的なものである」¹⁸と述べている。

第二に、実体化された精神の有り様がそれ自体、弱肉強食という意味での自然の類似物となっているということ、つまり「自然への頽落」がそれである。思考が一貫した論理に従うものであるとすれば、思考にそなわる「論理的法則の排他性は(…)自己保存の強制的性格に由来する」¹⁹。「人間の目的のために自然を制圧することは、赤裸々な自然関係である。それゆえ自然を支配する理性とその原理の優越性は仮象である」²⁰。

こうして、自然を自身へと同一化することによって自身が全体であると主張する精神の無力が示される²¹。

3. 社会における同一化――二重の意味での精神の無力

¹⁵ Zu Subjekt und Objekt, S. 743. 〔「主観と客観について」200 頁〕

¹⁶ Dialektik der Aufklärung, S. 56. [『啓蒙の弁証法』 83 頁]

¹⁷ Dialektik der Aufklärung, S. 103. 〔『啓蒙の弁証法』183 頁〕

¹⁸ Negative Dialektik, S. 194. [『否定弁証法』 236 頁〕

¹⁹ Dialektik der Aufklärung, S. 47. 〔『啓蒙の弁証法』68 頁〕

²⁰ Negative Dialektik, S. 181. [『否定弁証法』220 頁]

²¹ ただし、精神の実体化をアドルノは批判しつつも、この精神がふたたび自己自身を自然の内にあるものとして、あるいは自然の内に囚われたものとして反省する可能性を指摘する。例えば、『啓蒙の弁証法』においては、図式的思考に陥った認識が自身の図式的思考を解体するということが述べられている。「分類は認識の条件であって、認識そのものではない。かくして、認識は分類を再び分解する」(Dialektik der Aufklärung, S. 249 〔『啓蒙の弁証法』456 頁〕)。

精神の実体化を批判する一方で、アドルノは、この精神という表現はきわめて 現実的であるとも言う。

強制を課す全体という抽象的な普遍者は、思考の普遍性、つまり精神と姉妹 のように近しい関係にある (…)。そういう類縁性がこれはこれで、精神が 全体という抽象的な普遍者へと自分を投影し戻すことを可能にするのだ。つ まり、あたかも全体という抽象的な普遍者の中で精神が実現されており、対 自的にそれ自身の現実性をもっているかのように精神は思い込むのである。 精神の中で、満場一致した普遍者が主観というものになったのであり、社会 の中では、普遍性は、精神の媒体、つまり精神がきわめて現実的に遂行して いる抽象化する活動を通じてのみ自己を主張するのである。抽象的普遍者と 精神との両者は、交換、つまり主観的に考えられたものでありながら客観的 に通用しているものの中で収斂している。22

ここでアドルノが述べているのは、あらゆるものを同一化する交換が現実を支 配しており、そういう現実に作用している普遍的な同一化のはたらきをいわば 「それがあるとおりに」説明したものが精神である、ということである。貨幣は、 ただの紙きれにすぎないにもかかわらず、それを介して人々は実際に物と物とを 交換している。このような現実性をそなえた普遍的なはたらきが、交換において 生じているのである。アドルノは、交換においてはたらいている普遍的な力に、 精神という表現を与えられた普遍的なものを重ね合わせている。アドルノからし てみれば、精神という表現は、イデオロギー的に現実を正しく説明しているので ある。この意味で、アドルノは「超越論的主観とは、おのれ自身を意識しない社 会と読み解くことができる」23と言う。

ところで、交換は、それが人々の相互行為によって成立している点で、人々の 精神の産物として説明されうるのではないか。言い換えれば、個別主観の総体と しての社会は、個別主観と一致するのではないか。アドルノは、ヘーゲルの思考 工程をそのように理解しつつ、マルクスを引き合いに出してこれを批判する。

『否定弁証法講義』においてアドルノは、ヘーゲルの思考工程を次のように説 明する。まず「考える主観として所与の制度を批判する主観」が登場する。ここ では「社会的な客観的なものに、精神が自立的なもの、批判的なものとして自己 を対置する」。しかしヘーゲルはこの主観を「抽象的な主観性」であると批判し、 「この主観性は、自分自身の実体、形態、あり方を、社会の客観的な形態と客観 的なあり方に負っている、ということを理解しない」という。それから、この主 観は「自分自身にとって疎遠なもの、実際抑圧的なものとして対立していると見 えるさまざまな制度を、自分と同一のものと理解し、それらの制度自体を主観性 として理解する」。それによって、主観と客観の同一性が確保されるのである24。 こうして、精神は現実のうちに自己を見出す。

こうしたヘーゲルの考えについて、一方でアドルノは「人間はもっぱら社会に よってこそ、最終的には社会的に設定されているさまざまな装置によってのみ、 生きることができる」ことを認め、「主観の即自存在という仮象を打ち砕き、そ れ自体が社会的客観性の契機であることを示した」点で評価する。しかし他方で、

²³ Negative Dialektik, S. 179. 〔『否定弁証法』217 頁〕

²² Negative Dialektik, S. 310. 〔『否定弁証法』 383 頁〕

²⁴ Vorlesung über Negative Dialektik, , in: NS., Bd. 16, S. 27-28. 〔細見和之・河原理・高安啓介訳 『否定弁証法講義』作品社, 2007, 28-29 頁〕

「抽象的な主観を包摂している客観性は」へーゲルの言うところに反して、主観にとって「外的なもの、強制的に集団的なもの」であり続けているのではないかと批判する²⁵。

「あらゆるものを支配する同一性原理、人間の社会的労働が抽象的に比較可能であることは、人々を、彼ら自身の同一性が抹消されるところにまで追いやる」²⁶。個別主観のはたらきの総体であるはずの交換法則は、個別主観に対して自立化し、個別主観が「何であるか」に関わらず、社会の一機能であることを個別主観に強制する。

アドルノは、現実に生じている普遍的なもののはたらき、交換において具体化されているそれを、マルクスの言う「資本主義社会の自然成長性」と重ね合わせる。アドルノによると、マルクスは、資本主義社会の法則が個別主観のはたらきによって形成されたことを理解しつつも、そうした法則がこれはこれで個別主観の「頭越しに自己を実現する」27ことを認識していた。「社会の自然法則性が不変な自然所与性として実体化される限り、それはイデオロギーである。だが、意識を欠いた社会の運動法則としては、自然法則性は実在的である」28。交換において生じているはたらきとは、意識を欠いた社会のはたらきである。意識を欠いた社会――個別主観から成ったにもかかわらず、個別主観に対して自立するようになったもの――とは、「主観の敵としての主観」29なのである。

ここで示されているのは、個別主観としての精神の無力である。個別主観にとっては、社会は敵として、自身をそれに同一化しがたいものとして現れるのだが、他方でやはり諸個人はその生存可能性を当の敵に負っている。交換原理のもとでは、個人として存在するということは、すでに、社会の一機能であるということを意味する。個別主観が経済的主体として存在することは、個別主観が交換法則に、全体に服従していることを、つまり「主観」ではないことを意味する。「諸個人が普遍者と同一になればなるほど、かえって諸個人は、抵抗せずに服従するものとして、普遍者と同一でなくなるのである」30。個人の主体性は既に失われた状態にある。

さらに、このことは、人間精神一般の無力をも表している。というのも、人間精神によって成り立った社会が、「人間同士の自由な共同生活」³¹というその目的に反するもの、つまり人間に対する支配と化しているからである。「経済という目的-手段の合理性が、その目的である理性的な社会というものに無関心であ

²⁵ Vorlesung über Negative Dialektik, S. 30-31. 〔『否定弁証法講義』31-33 頁〕

²⁶ Gesellschaft, S. 13. 引用文中の「彼ら〔人間〕自身の同一性」が意味しているのは、個々の人間のうちにある、交換原理のもとで人間に課せられる社会の一機能としてのあり方、つまり「社会の強制連関の中で人間がもつ」ところの「役割」(Gesellschaft, S. 13)とは一致しないなにかであると言える。このなにかは、見附も指摘しているように、アドルノの意図に反して言えば、実存という言葉である程度言い表すことができるものであると考えられる。しかし、役割とは一致しないこのなにかは、あくまで交換原理のもとでの同一化による支配に対する批判を通じてはじめて見出されるものとして、やはり肯定的には表現されざるものである(見附陽介「アドルノにおける認識批判と社会批判——同一性批判の社会哲学的展開について——」223-225頁)。

²⁷ Negative Dialektik, S. 347. 〔『否定弁証法』429 頁〕

²⁸ Negative Dialektik, S. 349. 〔『否定弁証法』432 頁〕

²⁹ Negative Dialektik, S. 22. 〔『否定弁証法』17 頁〕

³⁰ Negative Dialektik, S. 306. 〔『否定弁証法』377 頁〕

³¹ Dialektik der Aufklärung, S. 102. 〔『啓蒙の弁証法』182 頁〕

るがゆえに、そして無関心である限りにおいて、この合理性は諸主観にとって非合理的なものになるのだ」³²。

4. 結論

本報告では、アドルノによる認識批判と社会批判とを、同様に同一化原理を批判するものとして捉えた。その上で、認識と社会の両水準において、同一化する「主体」に注目した。そこで、両水準におけるアドルノの批判が、あらゆるものを自身が定めた秩序のもとに包摂することによって自身が自己同一的な全体であると称するものに対する批判であることを確認した。

交換を通じて実現される普遍者としての社会とは、1、自身と同一でないもの (諸個人)に媒介されながらも、それ自体があたかも自動的な過程であるかのように自立化し、自身が全体であると称するものであり、2、自身の目的(人間同士の自由な共同生活)に反するもの(人間に対する支配)へと転化したものである、と言うことができる。

これに相応するかたちで、普遍者としての精神とは、1、自身と同一でないもの(自然)に媒介されながらも、それを忘却したかのように自立化し、自身が全体であると称するものであり、2、自身の目的(自然連関からの自由)に反するもの(自然連関に類似した強制的性格)へと転化したものである、と言うことができる。

これら両者に対するアドルノの批判を通じて示されているのは、精神というものの無力である³³。アドルノは「客観の優位を指し示す指標となっているのは、今日まで、そのあらゆる判断においても、現実の設立においても精神が無力であることである」³⁴と述べている。同一化原理に従うがゆえに、そして従う限りにおいて、人間精神はその目的を達することができないのである。

.

³² Gesellschaft, S. 17.

³³ デボラ・クックも「客観の優位というテーゼは、人間の生における内外の自然の優位を主張すると同時に、交換価値というかたちでの諸個人に対する社会の優位を強調する」と述べている(Deborah Cook, *Adorno on Nature*, Durham: Acumen, p. 2)。

³⁴ Negative Dialektik, S. 187. [『否定弁証法』227 頁]